

広報くりやま広告掲載募集要項

町では、平成19年11月より、民間事業者等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び、地域経済の活性化を図るため、町の資産を広告媒体に活用した「広告掲載事業」を実施しています。

つきましては、下記のとおり「広報くりやま」の有料広告を募集いたします。

広告掲載スペース・広告料等				
種別	広告掲載スペース	掲載本数	広告料単価 (消費税抜き)	刷色
第1種	縦50mm×横85mm	月に第1種のスペース で概ね8本分	15,000円	2色 ・Cシアン ・Kブラック
第2種	縦50mm×横170mm		30,000円	
複数回掲載 の場合	<p>前年度の広報くりやま4月号から換算して2回以上掲載する場合は、次のとおり割引が適用されます。但し、この場合の広告内容は全て同じでなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2回目の掲載料金は上記金額から10%を差し引いた金額とする。 ・3回目の掲載料金は上記金額から20%を差し引いた金額とする。 ・4回目以降の掲載料金は上記金額から30%を差し引いた金額とする。 <p style="text-align: right;">※令和8年4月1日改定</p>			
掲載位置	<p>広報紙の2色刷ページのうち、町が指定する位置</p> <p>※複数枠を前後・上下など並べて掲載することはできません。</p>			
広報紙発行 部数等	<p>印刷部数 6,000部</p> <p>栗山町全 5,665世帯(令和8年1月1日現在)に配布</p> <p>町内公共施設等に設置</p> <p>町ホームページで公開(令和6年度 トップページアクセス数 339,608件)</p>			
広告掲載基準	<p>栗山町広告掲載要綱、栗山町広告掲載基準、次の掲載条件を順守してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政広報の性格上その品性を妨げないイメージ広告とし、かつ特定の住民に不利益を与えない中立性のあるものとする。 2 広告の内容、デザイン等が次に該当する場合は、掲載することができない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 政党、政治団体の広告 (2) 宗教的意図をもつ広告 (3) 選挙関係の広告 (4) 意見の広告 (5) スポンサーの代表者の写真が主となるもの (6) 医療、医薬品、化粧品などの広告で、医療法、医師法、薬事法等の法律、医薬品等適正広告基準に抵触するもの (7) 商品穀物取引に関する営業広告 (8) 風俗営業など規制及び業務の適正化などに関する法律に係る営業広告 (9) 不動産広告については、宅地建物取引業、建設業法により登録された業者以外のもの (10) 個人の名刺広告、慶弔広告 (11) その他、町が不適切と認めるもの 			

募集期間	随時受け付けます。
申込方法	「栗山町広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告のイメージデータを添えて下記申込先へメールで提出してください。 ※「栗山町広告掲載申込書」は、町ホームページからダウンロードできます。
申込期日	希望される掲載月の前前月末日までにお申し込みください。 (当該日が休日にあたる場合は、当該休日の前日となります。)
広告データ 提出方法	希望される掲載開始月の前月7日までに最終データをメール添付にて提出してください。(当該日が休日にあたる場合は、当該休日の前日になります。) データの形式は、a i、j p gなどで提出ください。 必ず2色(Cシアン・Kブラック)のみ使用で作成してください。
その他	申請時は広告の見本を添付し、データ提出前に内容の審査を受けてください。
申し込み 問い合わせ	〒069-1512 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町総務課広報・防災グループ 電話：0123-73-7501 Fax：0123-72-3179 メールアドレス：kouhoubousai-g@town.kuriyama.hokkaido.jp